## 第737回むつ市教育委員会 会議録

1   開会及で	
会に関す	する むつ市本庁舎 第4会議室
事項	
2 出席委員	員及 【出席】 教 育 長 阿 部 謙 一
び欠席す	委員
の氏名	委 員 黒 木 和 之
3 説明のた	ため 教育部長 角本 力 政策推進監 鷲岳 彰丸
に出席し	した 総務課長 工藤 大介 副理事学校教育課長 祐川 達也
者の職及	及び 副理事図書館長 櫻井 忍 生涯学習課長 畑山 勝
氏名	中央公民館長 木村 善弘 川内公民館長 金浜 達也
	大畑公民館長 二本栁 茂
	【事務局】
	総務課主幹 新田 剛 総務課主任 関 元徳
4 委員又に	は教なし
育長等の	り報
告	
5 議題及び	
事に関す	する
事項	
教育	育長 それでは、ただいまから第737回むつ市教育委員会を開会いたします。 会議録の署名についてですが、今回は黒木委員にお願いしたいと思います。よ ろしくお願いいたします。 本日は、議案が1件、報告が1件となっております。よろしくお願いします。 早速議事に入りたいと思います。
	●議案第1号
	「むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令」(総務課)
教育	育長 まずは、議案第1号 むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓
	令について事務局から説明をお願いします。
総務記	課長 (資料説明)
教育	育長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の 皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。
	(なし。)

教育長

それでは、特に発言がないようですので、議案第1号は原案のとおり可決する こととしてよろしいでしょうか。

(なし。)

教育長

それでは、ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたします。

## ●事務局からの報告事項

1. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について」(総務課)

教育長 次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について事務局から説明

をお願いします。

総務課長 (説明)

教育部長

教育長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の 皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

田中委員 学校現場でコロナウイルスの陽性者が出た場合の検査対象、学級閉鎖等の決定 に関する指導は保健所からのものでしょうか。

総務課長 原則的には保健所の指導に基づいて対応しております。現状では、クラスで陽性者が確認された場合、学級全員が検査対象となっている状況であります。

教育部長 決定は我々教育委員会が行いますが、保健所によって定められた自宅待機期間 中に出席させることはできないというのが現状であります。

田中委員 現状のルールでは、広い範囲に影響が出てしまい、子ども、家庭はもとより、 事業主等にも影響が出ている部分があるので、その部分について教育委員会でも 慎重に判断してほしいと考えています。

黒木委員 現在、陽性と判断された方々はどのような治療体制となっているのでしょう か。

症状が重い、基礎疾患がある場合等は入院が考えられます。身寄りが無いといった方は宿泊療養施設を利用される場合もあります。現在、大部分の方は自宅療養の対応という形になります。

	黒木委員	自宅療養とはいうものの、陽性者ではない家族に感染する可能性が極めて高い ので難しい部分があるように感じています。
	田中委員	子どもが罹患した場合、親が面倒を見る形になると思いますが、仕事を休む形になるのでその部分に対する保証が、小学生の親と中学生の親では違う状況にあり、現状を見ていない制度であると考えています。
	教育長	その他、委員の皆さまから何かございませんか。
		(なし)
	教育長	それでは、最後に事務局からお願いします。
	総務課主幹 総無課主任	(事務連絡)
		それでは、以上で本会議は終了させていただきます。
<i>C</i>	**************************************	***************************************
		議玄単   テー・・・・ハウ 中和号不自学 単級 田 単代 単相 短 ハー 戦 を が 止 す ち 訓学 -
6	議決事項	議案第1号 ・・・むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令 原案のとおり決定
	一 その他会議	
	その他会議において必	
	その他会議 において必 要と認めた	
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定
	その他会議 において必 要と認めた	原案のとおり決定 上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定 上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定 上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条 の規定により署名する。
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定 上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条 の規定により署名する。 令和4年3月24日
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定  上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条 の規定により署名する。
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定  上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条 の規定により署名する。  令和4年3月24日  教育委員会教育長  阿部謙  一
7	その他会議 において必 要と認めた 事項	原案のとおり決定         上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。         令和4年3月24日         教育委員会教育長       阿 部 謙 一         会議録署名委員       黒 木 和 之